

倫理・コンプライアンス規定

(目 的)

第1条 この規定は、ワーカーズコープちばの理念に則り、組合員の倫理および本法人のコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本法人の理事は、本法人の倫理の理念並びに内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先しなければならない。

(理事長の責務)

第3条 この規定の目的を達成するため、コンプライアンスを事業運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めることとする。

(理事の責務)

第4条 理事は、この規定の目的を踏まえ、自らの職務を規制している法令等について正しい知識を習得するよう努めることとする。

2 理事は、法令等に定めのあることについては、法令等に則って行動し、また法令等に定めのないことについては、社会的良識に基づき行動して、自らの職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

3 理事は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法令等に違反する行為。

(2) 法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。

(3) 他の理事が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。

(4) 他者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。

(5) 反社会的勢力との関係を持つこと及び取引行為。

(6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメントをはじめとするハラスメント行為。

(7) その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求。

(8) 汚職や賄賂、不当な情報の提供・漏洩などの行為。

(9) 業務上知り得た本法人及び関係先の機密情報を第三者に漏洩する行為。

4 前項各号に掲げる行為を行った理事については、就業規則等に基づく処分を課す

(理事の構成)

第5条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと

2 構成される理事において、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと

(利益相反の防止と開示)

第6条 理事は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

- 3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

第7条 総会における議案事項において特別の利害関係を有する組合員がいた場合、その組合員を除いたうえで決議を行わなければならない。

(利益相反の自己申告)

- 第8条 理事はその就任後、新たに他法人の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に専務理事に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、この法人と理事との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(免責の制限)

- 第9条 役職員は次に掲げることを理由に、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。
- (1) 法令について正しい知識がなかったこと。
 - (2) 法令に違反しようとする意志がなかったこと。
 - (3) 当法人の利益を図る目的で行ったこと。

(報告・連絡・相談ルート)

- 第10条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに専務理事に報告する。
- 2 専務理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し対応することとする。
 - 3 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表することとする。

第11条 この法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

- 2 役職員は次の窓口で相談・通報することができる。
 - (1) 専務理事
 - (2) 監事
 - (3) 外部ヘルプライン
- 労働者協同組合連合会 事務局長 および その理事会

(不利益処分等の禁止)

第12条 この法人の役職員は、相談、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(細 則)

第13条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 14 条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

(施行年月日)

第 15 条 この規定は、2021年1月19日から施行する。

2021年 6月19日改定

2022年12月11日労協法人用に移行

